

球磨郡公立多良木病院企業団は、下記の通り職員の懲戒処分を行いましたので「球磨郡公立多良木病院企業団職員の懲戒処分等の基準に関する規程」に基づき公表します。

1. 被処分者

○リハビリテーション部 技士（男性・39歳）

リハビリテーション料の不適切な請求を行ったことにより停職6ヶ月
（期間 令和7年5月14日から令和7年11月13日）

○副医療技術部長（男性・55歳）

上記処分の指揮監督不適により「戒告」

2. 処分発令日 令和7年5月14日(水)

3. 処分の理由 地方公務員法第29条に抵触

4. 事実の概要

過去3年にわたり、実際には患者に対するリハビリテーションを実施していないにもかかわらず、リハビリシステムにこれを実施したと虚偽の記載をし、リハビリが実施されたものと信じた医事課会計をもって患者及び健康保険組合にリハビリ料金を請求させ、患者らにこれを支払わせ、損害を与えた。また勤務時間中に職務を怠り、患者へのリハビリの提供をせず患者に支障を与えた。

対象患者7名における請求総額 20,435 円（うち健康保険組合 15,955 円、患者一部負担 4,480 円）については返金および返戻手続き中である。

5. 企業長コメント

この度、本企业団職員によるこのような不適切な請求事案が起こったことについては、大変遺憾に思いますと共に、患者様、地域住民の皆様をはじめ関係各位に対し企業団を代表し深くお詫び申し上げます。

当企業団におきましては、関係機関からの指導を得ながらリハビリテーション料の返還の手続きを進め、自己負担分は全額返金を終了し、健康保険組合等については返戻手続き中であります。また再発防止のための対策を講じ、すでに業務遂行しているところです。

今後は地域住民の皆様の信頼回復に努め、質の高い医療を提供できるよう尽くしてまいります。